

情 個 審 第 8 号  
令和7年5月23日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 亀田 哲也

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年5月31日付け原対諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「茨城県広域避難計画に係る勉強会の配布資料、議事録」部分開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第210号)

(情報公開答申第187号)

## 第1 審査会の結論

- 1 実施機関が令和4年11月14日付け原対指令第10号により行った部分開示決定については、別表1の「開示相当部分」欄に掲げる部分について、これを取り消し、当該部分を開示すべきである。
- 2 実施機関が令和5年2月16日付け原対指令第19号により行った部分開示決定については、別表2の「開示相当部分」欄に掲げる部分について、これを取り消し、当該部分を開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和2年10月28日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第37号）による改正前の茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求1」という。）をした（本件開示請求1に係る行政文書を以下「本件開示請求文書1」という。）。

「茨城県広域避難計画に係る勉強会の配付資料、議事録」

また、令和5年1月30日、審査請求人は、同条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求2」という。）をした（本件開示請求2に係る行政文書を以下「本件開示請求文書2」という。）。

「2020年12月以降に実施した、原子力災害に係る広域避難計画の勉強会（意見交換会）および屋内退避及び避難誘導計画勉強会の議事録と配布資料。※電子資料も含む」

### 2 実施機関の決定及び通知

- (1) 令和4年11月14日、実施機関は、本件開示請求1に対し、令和2年11月12日付け原対指令第8号により行った行政文書不開示決定を取り消すとともに、本件開示請求1に係る行政文書として、改めて、別表1の「行政文書の名称」欄に掲げる行政文書を特定した上で、同表の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分を、同表の「不開示とした理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、令和4年11月14日付け原対指令第10号により、審

査請求人に通知した。

- (2) 令和5年2月16日、実施機関は、本件開示請求2に対し、本件開示請求2に係る行政文書として、別表2の「行政文書の名称」欄に掲げる行政文書を特定した上で、同表の「実施機関が不開示とした部分」欄に掲げる部分を、同表の「不開示とした理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、同日付け原対指令第19号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

- (1) 令和4年12月8日、審査請求人は、本件処分1の取消し及び本件開示請求文書1の全部開示を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- (2) また、令和5年3月1日、審査請求人は、別表2の番号1、7、9及び16の文書について、本件処分2の取消し及び全部開示を求めて、法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

### 4 審理の併合

令和5年3月16日、実施機関は、法第39条の規定に基づき、本件審査請求1及び本件審査請求2に係る審理手続を併合し、同日付け原対第531号により、審査請求人に通知した。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

- (1) 本件審査請求1の趣旨  
部分開示決定の取消し及び全部開示の決定を求める。
- (2) 本件審査請求2の趣旨  
別表2の番号1、7、9及び16の文書について、部分開示（不開示）決定の取消し及び全部開示の決定を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書における主張

##### ア 本件審査請求1

本件処分1に係る行政文書部分開示決定通知書によると、条例第7条

第5号及び第6号に該当し、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとしている。

しかし、開示できない部分の中には、「案」の記載がなく既に決定済みと思われる方針案や、災害時に市町村が対応に必要とする人数及び不足数をまとめた一覧表などもあり、これらは公にすることで率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは考えられない。

東海第二原発の事故・災害に備えた広域避難計画の策定は、再稼働の可否とも密接に関係し、県民の関心や公益性も高い。

#### イ 本件審査請求2

本件処分2に係る行政文書部分開示決定通知書によると、「【令和2年度】市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール」（別表2の番号1）は条例第7条第6号、「県広域避難計画改定の概要」（同表の番号7）、「原子力災害時における必要要員数（見込み）について」（同表の番号9）及び「安定ヨウ素剤の緊急配布場所」（同表の番号16）は条例第7条第5号を理由に開示できないとしている。

しかし、別表2の番号1の文書は、2年以上前の文書でスケジュール自体が無意味となっているのは明白で、公にして検討・協議に支障が出るおそれがあるとは考えられない。

また、同表の番号7、9及び16の文書は、避難計画策定に当たっての基本的な検討事項に過ぎず、公にすることで率直な意見交換や意思決定の中立性を不当に損ね、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは考えられない。

### (2) 反論書における主張

#### ア 条例第7条第5号を理由とする不開示について

弁明書によると、実施機関は、本件処分1及び本件処分2（以下「本件各処分」という。）の条例第7条第5号を理由に不開示とした情報について、「精査されたものではなく、意思形成過程の情報である」、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれがある」「公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある」と主張している。

しかし、例えば「平成27年度第2回市町村勉強会（議事メモ）」（別表1の番号2）は、処分時点から7年も前の文書であり、公にする

ことで率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれは考えられない。

その他、安定ヨウ素剤の緊急配布に関する一連の文書（別表1の番号9、13、20及び23並びに別表2の番号16）に関しては、このうちの一つ「安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）」（別表1の番号13）は公表されていないものの、これに基づき各市町村で配布場所を検討しており、また、文書の作成時から5年近くが経過しているが、その後の勉強会で改めてこの方針案について検討された形跡がないことから、実質的には決定済みの文書と解することができる。

さらに、本件に関係する行政文書開示決定処分（原対指令第9号）では、同表の番号13の文書より約3月後の平成30年10月26日の「勉強会資料2」として「安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）」が全部開示されており、意思形成過程の情報であるとは到底認められない。

なお、同文書については、再度の請求をしたところ、部分開示決定処分（原対指令第30号）が下されており、令和5年4月21日付けで審査請求を提出している。

その他の文書も、作成から既に数年が経過したものか、あるいは公表していないだけで実質的には決定済みのもので、公にすることで不当に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、意思形成過程の情報として認めることはできない。

#### イ 条例第7条第6号を理由とする不開示について

弁明書によると、条例第7条第6号を理由に不開示とした情報について、「法人等に関する情報であって、当該不開示情報を公にすることにより、県と法人等との信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、信頼関係を損ねるとする理由が不明確であり、また、不開示決定に至った経緯（当該法人への照会など）が不明であることから、その主張を認めることはできない。

URL、ID及びパスワード（別表1の番号27）や、内閣府担当者のメールアドレス（同表の番号36）については公にする必要性は乏しく、慣行として不開示にすることを否定するものではないが、その他は中身を精査することなく恣意的に不開示とした疑いが拭えない。

例えば、「距離別病院・社会福祉施設の状況」（同表の番号3）は個別の施設名が書かれたものではなく、内容の数値についても6年以上も前のものであるから、公にして支障が生じるおそれは考えられない。

また、安定ヨウ素剤の保管場所・緊急配布場所の保管場所及び緊急配布場所方針案（同表の番号23）については、地方公共団体が提出した情報と考えられ、前述したとおり、作成時から既に5年近くが経過して

いることもあり、公にすることにより、今後の保管・管理の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとは到底認めることができない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分1及び本件処分2の理由について

###### (1) 不開示情報該当性について

以下においては、本件各処分に係る不開示情報の該当性について述べることとし、不開示情報に該当する箇所については、別表1及び2の「文書番号」欄の記載に従って記載することとする。

###### ア 条例第7条第2号該当性について

本件処分1において、条例第7条第2号を理由に不開示とした下記の情報は、個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるものであるため同号本文に該当し、また、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められないことから不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	1	原子力災害に係る市町村避難計画に係る勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名
	4	平成30年度原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名
	6	平成30年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名
	1 1	平成30年度第3回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名
	1 4	平成30年度第4回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名
	1 7	令和元年度第1回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名
	2 2	令和元年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名
	2 5	令和元年度第3回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名
	2 9	令和元年度第4回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名

3 2	令和2年度第1回原子力災害に係る 広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職 氏名
3 5	令和2年度第2回原子力災害に係る 広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職 氏名

イ 条例第7条第3号ア該当性について

本件処分1において、条例第7条第3号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当し、また、同号ただし書に該当する事情も認められないことから不開示とすべき情報である。

処分	文書 番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	3 1	バス・福祉車両の台数推計/病院・ 社会福祉施設の計画策定状況	病院・社会福祉施 設毎の数値、避難 先の確保及び避難 計画の策定状況

ウ 条例第7条第5号該当性について

(ア) 本件処分1において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、避難計画等に係る県又は県と市町村内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であり、当然、記載された発言は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。当該不開示情報を公にすることにより、一部市町村において避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれがある。

したがって、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書 番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	2	平成27年度第2回市町村勉強会 (議事メモ)	市町村の発言の一 部

(イ) 本件各処分において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、安定ヨウ素剤の緊急配付に係る県又は県と市町村内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であり、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。当該不開示情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、

今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、当該不開示情報に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	9	3(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布について	表題、項目名、市町村名を除く全て
	13	安定ヨウ素剤緊急配布場所方針(案)	緊急配付場所(案)の施設名
	20	安定ヨウ素剤の緊急配布場所(案)	緊急配布場所案の施設名
	23	安定ヨウ素剤の保管場所・緊急配布場所	保管場所及び緊急配布場所案
本件 処分 2	16	安定ヨウ素剤の緊急配布場所	表題を除く全て

(ウ) 本件処分1において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、避難計画等に係る県又は県と市町村内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であり、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。当該不開示情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、当該不開示情報に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	10	避難経路案(県広域避難計画改正用)	【常陸太田市】 避難退域時検査場所、代替道路 【大洗町】 地区名、主な幹線道路、代替道路

30	バス等配車オペレーションシステムについて 3月19日	本番、訓練環境URL及び大洗町の一時集合所に係る情報
33	市町村の地区毎の避難者数、一時集合所、検査場所、避難先 整理票	安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載 【水戸市】 避難先市町村名 【大洗町】 避難元市町村名、 避難退域時検査場所、避難先市町村名を除く全て 【常陸太田市】 避難退域時検査場所（サブ検査場所）及び代替経路
37	バス等配車オペレーションシステムの試験活用について	大洗町の一時集合所に係る情報

(エ) 本件処分1において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、原子力災害時の住民等の移動手段に係る県又は県と市町村内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であり、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。当該不開示情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、当該不開示情報に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件処分1	12	避難住民等の緊急輸送バスの要請及び配車に係る手順書	表題、「【参考】県内の原子力関係施設」並びに県内の社会福祉協議会

			が保有する福祉車両台数の調べの表題、項目名及び合計値を除く全て
--	--	--	---------------------------------

(オ) 本件処分1において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、民間企業の防護措置に係る県又は県と市町村内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であり、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。当該不開示情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、当該不開示情報に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	1 5	民間企業の防護措置（案1）	表題を除く箇所
	1 6	民間企業の防護措置（案2）	表題を除く箇所
	1 8	民間企業の防護措置（案1）	表題を除く箇所
	1 9	民間企業の防護措置（案2）	表題を除く箇所

(カ) 本件各処分において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、原子力災害時における必要要員数に係る県又は県と市町村内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であり、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。当該不開示情報を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、当該不開示情報に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	2 6	原子力災害時における必要要員数（見込み）について	表題を除く全て

	3 4	地域防災（地域の皆さまの避難行動等）に対する当社の考えと取り組み状況について	原子力災害時における必要要員数（見込み）の表題を除く全て
本件処分2	9	原子力災害時における必要要員数（見込み）について	表題を除く全て

(キ) 本件処分2において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、広域避難計画に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障がでるおそれ、また、広域避難計画の改定に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件処分2	7	県広域避難計画改定の概要	改定の内容、理由及び新旧対照表の一部

エ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 本件処分1において、条例第7条第6号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、法人等に関する情報であって、当該不開示情報を公にすることにより、県と法人等との信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件処分1	3	距離別病院・社会福祉施設の状況	0～5 km、医療機関及び社会福祉施設の数値、各施設毎の数値
	5	病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況	個別の施設名称等に係る記載

7	P A Z 及び U P Z の概ね 1 0 k m 圏内にある有料老人ホームの一覧	各施設の情報及び補助要件該当の有無
8	P A Z 及び U P Z の概ね 1 0 k m 圏内にあるグループホームの一覧	各施設の情報及び補助要件該当の有無
2 1	病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況	個別の施設名称に係る記載
3 0	バス等配車オペレーションシステムについて 3 月 1 9 日	本番、訓練環境 U R L 及び大洗町の一時集合所に係る情報
3 1	バス・福祉車両の台数推計／病院・社会福祉施設の計画策定状況	病院・社会福祉施設毎の数値、避難先の確保及び避難計画の策定状況
3 9	「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドライン（案）	病院・社会施設の入所者数等の記載の一部

(イ) 本件処分 1 において、条例第 7 条第 6 号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、県及び市町村が行う安定ヨウ素剤の保管に関する情報であって、当該不開示情報を公にすることにより、今後の保管・管理の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書番号	行政文書の名称	不開示情報
本件処分 1	2 3	安定ヨウ素剤の保管場所・緊急配布場所	保管場所及び緊急配布場所案

(ウ) 本件処分 1 において、条例第 7 条第 6 号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、バス等配車オペレーションシステム事業に関する情報であって、当該不開示情報を公にすることにより、バス等配車オペレーションシステムの今後の操作訓練の実施に際して支障を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書 番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	27	バス等配車オペレーションシステムの開発状況について 12月24日	URL、ID及びパスワード
	30	バス等配車オペレーションシステムについて 3月19日	本番、訓練環境URL及び大洗町の一時集合所に係る情報

(エ) 本件処分1において、条例第7条第6号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、県又は県及び市町村内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、当該不開示情報を公にすることにより、今後の屋内退避及び避難誘導計画等の策定や改正に際しての検討及び協議に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書 番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	24	試験研究炉等「屋内退避及び避難誘導計画」策定までの調整事項（案）について	スケジュール（予定）に係る記載
	28	策定までのスケジュール（案）	表題、作成者、年度を除く箇所
	40	市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール	スケジュール（予定）に係る記載

(オ) 本件処分1において、条例第7条第6号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、内閣府担当者に関する情報であって、当該不開示情報を公にすることにより、今後の内閣府の適正な事業に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書 番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	36	避難退域時検査場所一覧 等	内閣府担当者のメールアドレス

(カ) 本件処分1において、条例第7条第6号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、〇〇〇及び同〇内市町村に係る安定ヨウ素剤の服用準備の検討状況に関する情報であって、当該不開示情報を公にすることにより、〇〇〇及び同〇内市町村の適正な事業に支障を及

ばすおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書 番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 1	38	「安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）」に関する調査結果について	調査結果のうち、〇〇〇の回答に係る記載

(キ) 本件処分2において、条例第7条第6号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の屋内退去及び避難誘導計画等の策定や改正に際しての検討及び協議に支障が出るおそれがある。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

処分	文書 番号	行政文書の名称	不開示情報
本件 処分 2	1	【令和2年度】市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール	表題、作成者、年度を除く記載の全て

オ 条例第9条該当性について

条例第9条では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定されているが、これは、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上特別の理由が認められる場合に、実施機関がその行政的判断による開示を行うことのできるようにするため、本条が設けられたものと解される。

改めて、本件各処分の行政文書の開示・不開示について検討を行ったが、特段裁量的開示をするほどの特別な理由は認められない。

したがって、同号本文には該当せず、不開示とすべき情報である。

(2) 審査請求人は、令和4年12月8日付けの審査請求において「東海第二原発の事故・災害に備えた広域避難計画の策定は、再稼働の可否とも密接に関係し、県民の関心や公益性も高い」と主張しているため、避難計画の検討状況の公表について述べると、県及び関係市町村においては、ホームページに掲載し、意見を募集すること並びにパブリックコメント及び住民説明会等を実施すること及び県民向けの広報紙である「原子力広報いばらき」の配布を通じて、検討状況について住民や県民に対し、公表をしながら計画の検討を進めている。

## 2 結論

以上のことから、本件各処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件開示請求文書1及び本件開示請求文書2（以下「本件行政文書」という。）の特定について

#### (1) 本件開示請求文書1

本件開示請求文書1は、平成27年4月24日から令和2年10月19日までの間の計16回分の茨城県広域避難計画に係る勉強会の配布資料及び議事録であると認められ、その内訳は、別表1の「文書番号」欄及び「行政文書の名称」欄のとおりであると認められる。

#### (2) 本件開示請求文書2

本件開示請求文書2は、令和2年（2020年）12月25日から令和3年11月24日までの間に計4回行われた、原子力災害に係る広域避難計画の勉強会（意見交換会）並びに屋内退避及び避難誘導計画勉強会の議事録及び配布資料であると認められ、その内訳は、別表2の「文書番号」欄及び「行政文書の名称」欄のとおりであると認められる。

### 2 本件各処分の開示・不開示の判断の妥当性について

審査請求人は、本件行政文書の開示を求めていることから、以下、当審査会において本件行政文書を見分した結果を踏まえ、本件行政文書の不開示情報該当性について検討することとする。

#### (1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号においては、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

そして、同号アには、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報が、同号イには、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が、同号ウには、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公

務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分がそれぞれ掲げられている。

イ 条例第7条第2号該当性について

別表1の番号1、4、6、11、14、17、22、25、29、32及び35の文書の不開示部分には、茨城県広域避難計画に係る勉強会の一部の出席者の職名又は氏名に係る情報が記載されていることが認められる。

(ア) 国立研究開発法人の一部の出席者の氏名（別表1の番号1、4、6、11、14、17、25、29、32及び35）

国立研究開発法人の一部の出席者の氏名については、公にすることにより、国立研究開発法人の出席者である特定の職員を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

他方で、本件処分1において、実施機関は、国立研究開発法人の出席者の氏名について、開示している部分もあることから、当審査会の事務局職員をして、実施機関に対し、開示・不開示の判断について確認させたところ、実施機関において、当該法人に対し、職員の氏名の公表の慣行の有無について照会をした上で、職員の職位に応じて公表の慣行を異にしているところ、当該職員については、公表をしていない旨の回答があったことを踏まえ、当該不開示部分については、同号ただし書アに該当しないと判断した旨の回答があった。

当該実施機関の回答に不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情は認められないので、これを前提に検討すれば、当該不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

(イ) 国立研究開発法人の一部の出席者の職名（別表1の番号1、25、29及び35）

当該不開示部分のうち、国立研究開発法人の一部の出席者の職名については、これを公にすることにより、出席者である特定の職員を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

(ウ) 民間企業の出席者の氏名及び職名（別表1の番号14、17、22、25、29、32及び35）

当該不開示部分のうち、民間企業の出席者の氏名及び職名については、これを公にすることにより、出席者である特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する

と認められる一方、同号ただし書アないしウに該当するとすべき事情は認められない。

ただし、職名のうち所属名が記載された部分については、その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため、開示すべきである。

また、別表2の番号6、14及び21の文書については、本件審査請求2において審査請求人が部分開示決定の取消しを求める文書ではないが、民間企業の出席者の氏名及び職名が記載されていることが認められ、職名のうち所属名が記載された部分については上記のとおり開示すべき情報であることを付言する。

## (2) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 条例第7条第3号アにおいては、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、不開示情報から除くこととされている。

### イ 病院・社会福祉施設等における避難に必要な車両台数等について

別表1の番号31の文書の不開示部分には、病院・社会福祉施設等の入所者等を移送する際にバス・福祉車両（以下「避難車両」という。）が必要な者の人数（以下「輸送対象者数」という。）及び避難車両の必要台数の推計値に係る情報が記載されていることが認められる。

また、同表の番号3、7、8及び39の文書の不開示部分には、本件処分1において条例第7条第3号アに該当するものとはされていないものの、番号31の文書と同様、病院・社会福祉施設等の輸送対象者数及び避難車両の必要台数の推計値に係る情報が記載されていることが認められる。

なお、同表の番号3、7、8及び39の文書については、本件処分1において、条例第7条第6号に該当するものとして、同表の番号31の文書については同条第3号アのほか同条第6号にも該当するものとして不開示決定がなされており、同号該当性についても併せて検討する。

### (ア) 避難車両の必要台数について

a 県、市町村又は国立病院機構が経営する病院・社会福祉施設等（以下「公立施設等」という。）に係る部分（別表1の番号3及び

31)

実施機関は、当該不開示部分のうち公立施設等に係る部分について、条例第7条第3号アに該当するとしているが、県、他の地方公共団体及び独立行政法人については、同号の対象から除かれていることから、当該部分は、同号アに該当するとは認められない。

次に、当該不開示部分を公にすることにより、避難車両の必要台数が多いほど避難がより困難であるとの印象を与え、当該施設の利用が避けられるおそれはあるが、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えず、そのほか、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第6号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、公立施設等に係る部分は開示すべきである。

b 公立施設等以外の病院又は社会福祉施設等（以下「民間施設等」という。）に係る部分（別表1の番号3、7、8及び31）

当該不開示部分については、県による調査の結果に基づき推計した情報であるところ、民間施設等においては、開示請求を受けた場合には開示される可能性があるとは認識せずに調査に回答したことが想定され、また、実施機関が各民間施設等に対して当該情報の開示・不開示について意見照会をしていないことを考慮すると、これを公にすることにより、避難車両の必要台数が多いほど避難がより困難であるとの印象を与え、当該施設の利用が避けられるなど、当該施設を設置する特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

さらに、当該法人等の競争上の地位等が害されることにより、実施機関との信頼関係が損なわれ、避難計画の作成に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第6号に該当するとの実施機関の主張を否定することはできないことから、同号にも該当するものと認められる。

c 公立施設等と民間施設等に係る情報が一体となっている部分（別表1の番号3及び39）

当該不開示部分については、公立施設等及び民間施設等における避難車両の必要台数が一体となって記載されていると認められる。

上記bのとおり、民間施設等に係る避難車両の必要台数は条例第7条第3号ア及び同条第6号に該当し不開示とすべきところ、当該

不開示部分を開示すると、他の文書と突き合わせることにより、民間施設等における避難車両の必要台数を推測することが可能となること、また、当該不開示部分から公立施設等に係る部分の情報のみを除くことができないことから、当該不開示部分は一体として条例第7条第3号ア及び同条第6号に該当すると認められる。

(イ) 輸送対象者数

a 公立施設等に係る部分（別表1の番号3及び31）

当該不開示部分については、上記（ア）aのとおり、条例第7条第3号アに該当するとは認められない。

次に、当該不開示部分を公にすることにより、輸送対象者数が多いほど避難がより困難であるとの印象を与え、当該施設の利用が避けられるおそれはあるが、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えず、そのほか、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条第6号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、公立施設等に係る部分は開示すべきである。

b 民間施設等に係る部分（別表1の番号3、7、8及び31）

当該不開示部分については、本件処分1により避難車両の必要台数の積算方法が開示されているところ（別表1の番号31）、輸送対象者数を公にすることにより、避難車両の必要台数を算出することが可能となることから、上記（ア）bで述べたとおり、条例第7条第3号ア及び同条第6号に該当すると認められる。

c 公立施設等と民間施設等に係る情報が一体となっている部分（別表1の番号3及び39）

当該不開示部分については、公立施設等及び民間施設等における輸送対象者数が一体となって記載されていると認められる。

上記bのとおり、民間施設等に係る輸送対象者数は条例第7条第3号ア及び同条第6号に該当し不開示とすべきところ、当該不開示部分を開示すると、他の文書と突き合わせることにより、民間施設等における輸送対象者数を推測することが可能となること、また、当該不開示部分から公立施設等に係る部分の情報のみを除くことができないことから、当該不開示部分は一体として条例第7条第3号ア及び同条第6号に該当すると認められる。

ウ 病院・社会福祉施設等における避難先・避難計画等について

別表1の番号31の文書の不開示部分には、病院・社会福祉施設等に

における避難先の確保状況及び避難計画の策定状況が記載されていることが認められる。

なお、同文書については条例第7条第3号アのほか同条第6号にも該当するものとして不開示決定がなされており、同号該当性についても併せて検討する。

(ア) 公立施設等に係る部分

当該不開示部分については、県、他の地方公共団体及び独立行政法人が条例第7条第3号の対象から除かれていることから、同号アに該当するとは認められない。

次に、当該不開示部分を公にすることにより、仮に避難先の確保や避難計画の策定が完了していない施設がある場合、当該施設の不作为によるかのような印象を与えるおそれはあるが、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えず、そのほか、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条第6号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、公立施設等に係る部分は開示すべきである。

(イ) 民間施設等に係る部分

当該不開示部分については、当該施設の自助努力のみでは避難先の確保や避難計画の策定が困難な場合があるところ、仮に避難先の確保や避難計画の策定が完了していない施設がある場合、当該施設の不作为によるかのような印象を与え、当該施設を設置する特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

また、当該法人等の競争上の地位等が害されることにより、実施機関との信頼関係が損なわれ、避難計画の作成に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号にも該当するものと認められる。

(ウ) 付言

別表2の番号2、3、10、11、17及び18の文書については、本件審査請求2において審査請求人が部分開示決定の取消しを求める文書ではないが、別表1の番号31の文書と同様に、病院・社会福祉施設等における避難先の確保及び避難計画の策定状況が記載されていることが認められ、上記(ア)のとおり、公立施設等に係る部分については開示すべき情報であることを付言する。

エ その他の施設における避難計画の策定状況について

別表2の番号4、5、12、13、19及び20の文書については、本件審査請求2において審査請求人が部分開示決定の取消しを求める文書ではないが、実施機関は、条例第7条3号ア及び同条第6号に該当するものとして部分開示決定をしており、その不開示部分には、保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）並びに小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）における避難計画の策定状況が記載されていると認められるため、併せて検討する。

(ア) 公立の施設に係る部分

まず、公立の保育所等に係る不開示部分については、他の地方公共団体が同号の対象から除かれていることから、条例第7条第3号アに該当するとは認められない。

次に、公立の保育所等に係る不開示部分を公にすることにより、仮に避難計画の策定が完了していない施設がある場合、当該施設の不作為によるかのような印象を与え、当該施設の利用を避けてそれ以外の施設に入所・入園の希望が集中するおそれがないとは言えないが、当該市町村における保育所等の入所・入園調整その他の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えず、同条第6号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、公立の保育所等に係る部分は開示すべきである。

なお、公立の学校については、避難計画の策定状況は開示されている（別表2の番号5、13及び20）。

(イ) 公立以外の施設に係る部分

当該不開示部分については、施設ごとに定員数や職員数等により作成の難易度が異なり、また、計画そのものも県や市町村と連携し補完されることが前提となっているものであって、当該施設の自助努力のみでは避難計画の策定が困難な場合があるところ、仮に避難計画の策定が完了していない施設がある場合、当該施設の不作為によるかのような印象を与え、当該施設を設置する特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

また、当該法人等の競争上の地位等が害されることにより、実施機関との信頼関係が損なわれ、避難計画の作成に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号にも該当するものと認められる。

(ウ) 学校における避難計画の策定状況のうち「UPZ内 小学校一覧」の表の「計画策定の有無」欄の最下段について（別表2の番号5、13及び20）

当該不開示部分については、小学校における計画策定数が記載されていると認められる。

上記（イ）のとおり、公立以外の施設における避難計画の策定状況は条例第7条第3号ア及び同条第6号に該当し不開示とすべきところ、当該不開示部分を開示すると、表内の他の開示部分の記載から、公立以外の小学校における避難計画の策定状況が公になることから、当該不開示部分は条例第7条第3号ア及び同条第6号に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

イ 避難計画の策定期限に係る市町村の発言について

別表1の番号2の文書の不開示部分には、避難計画の策定期限に関する特定の自治体の意見が記載されていることが認められる。このうち、左から20文字目から35文字目までについては、担当者の率直な所感が記載されており、これを公にすると、今後、県と市町村の担当者が自由に率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、避難計画等に係る率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

一方、左から1文字目から19文字目までの部分については、当該自治体としての避難計画策定の見通しに関する見解であり、これを公にすることにより、県と市町村の担当者が自由に率直な意見交換を行うことの大きな妨げになるとまでは認められない。

そのほか、当該部分については、これを公にすることにより、避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、同号に該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、左から1文字目から19文字目までの部分は開示すべきである。

ウ 安定ヨウ素剤配布候補場所（案）、緊急時における配布体制及び安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）について

別表1の番号9の文書の不開示部分には、各市町村における安定ヨウ素剤の配布候補場所の案（以下「文書9配布候補場所」という。）、緊急時における配布体制及び安定ヨウ素剤緊急配布場所方針の案（以下「文書9方針案」という。）の情報が記載されているところ、このうち、文書9配布候補場所及び緊急時における配布体制の情報については、これらを開示すると、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

ただし、別表1の番号13の文書において、安定ヨウ素剤緊急配布場所方針の案（以下「文書13方針案」という。）として、安定ヨウ素剤の配布場所の施設の種類の種類が既に開示されていることから、文書9配布候補場所についても、同様の施設の種類の種類を記載している部分は開示すべきである。

また、文書9方針案の不開示部分には、安定ヨウ素剤の配布場所の類型が記載されていることが認められる。当該文書で開示された表題から、当該部分は安定ヨウ素剤の配布方針案であることは明白であるところ、文書13方針案が既に開示されていることも踏まえれば、文書9方針案における配布場所の類型の情報を公にすることにより、県民等に対して当該内容が安定ヨウ素剤の緊急配布に係る決定事項であるかのように誤認させるとは認められず、また、県民等に対して実際には配布されない場所を配布場所であるかのように誤認させるとも認められない。

そのほか、文書9方針案については、これを公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、文書9方針案は開示すべきである

エ 安定ヨウ素剤の緊急配布場所の施設名等及び保管場所の施設名について

別表1の番号13及び20の文書の不開示部分には、各市町村におけ

る安定ヨウ素剤の緊急配布場所の施設名が、別表1の番号23及び別表2の番号16の文書の不開示部分には、各市町村における安定ヨウ素剤の保管場所及び緊急配布場所の施設名等が、別表1の番号33及び別表2の番号15の文書の不開示部分のうち「安定ヨウ素剤の緊急配布」の欄には、一時集合所における安定ヨウ素剤の緊急配布に係る情報が、それぞれ記載されている。

なお、安定ヨウ素剤の保管場所に係る情報については、実施機関は、条例第7条第6号に該当するものとして不開示としているが、緊急配布場所に係る情報と同一の文書に記載されている情報であるため、ここで併せて検討する。

また、別表2の番号15の文書については、本件審査請求2において審査請求人が部分開示決定の取消しを求める文書ではないが、別表1の番号33の文書と同様の情報が記載されていることから、併せて検討する。

(ア) 安定ヨウ素剤の緊急配布場所に係る部分

安定ヨウ素剤の緊急配布場所の施設名等及び一時集合所における安定ヨウ素剤の緊急配布に係る情報については、これらを開示すると、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

(イ) 安定ヨウ素剤の保管場所に係る部分

安定ヨウ素剤の保管場所の施設名については、県及び市町村が薬剤の保管・管理の事務を行うところ、保管場所を公にすることにより、薬剤の盗難やいたずらなどにより、今後の安定ヨウ素剤の保管・管理に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当すると認められる。

オ 「UPZ14市町村一時集合所等一覧表」の大洗町の一時集合所について

別表1の番号30の文書の12ページ及び番号37の文書の不開示部分には、大洗町における一時集合所の施設名等が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、同町に係る部分を不開示とした理由を確認させたところ、同町から、同町の一時集合所は検討中の情報であり同町では公開していないところ、県においてこれを公開することにより、住民等に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるなどとして、不開示と

されたい旨の意見があったため、同町の意見を尊重するとともに、同町との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、公開を希望しない市町村にとっては、今後、県への情報提供の妨げとなり、広域避難計画の策定に向けた率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、広域避難計画に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

カ 常陸太田市及び大洗町の避難経路案に係る避難退域時検査場所、代替道路及び避難元の地区名等について

別表1の番号10の文書の不開示部分には、常陸太田市の避難退域時検査場所及び主な幹線道路に対する代替道路並びに大洗町における避難元の地区名、地区ごとの主な幹線道路及びこれに対する代替道路に係る情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらを不開示とした理由を確認させたところ、常陸太田市及び大洗町から、同市町では避難路を検討中であって、県において当該不開示部分を公開することにより、住民に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるなどとして、不開示とされたい旨の意見があったため、同市町の意見を尊重するとともに、同市町との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討する。

(ア) 主な幹線道路及びこれに対する代替道路に係る部分

常陸太田市及び大洗町の主な幹線道路及びこれに対する代替道路については、同市町における検討中の避難路に関する情報であり、これを開示すると、公開を希望しない市町村にとっては、今後、県への情報提供の妨げとなり、広域避難計画の策定に向けた率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、広域避難計画に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると

認められる。

(イ) 常陸太田市の避難退域時検査場所に係る部分

常陸太田市の避難退域時検査場所について、当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報の公表状況を確認させたところ、処分当時、既に公表されていた情報であるとの回答があった。

そうすると、本件処分1において、常陸太田市の避難退域時検査場所を不開示とすべき理由はないから、同部分は開示すべきである。

(ウ) 大洗町の避難元の地区名に係る部分

大洗町の避難元の地区名については、当該地区名と避難先市町村が対応する形で記載されているものではないことから、当該地区名を公にすることにより、各地区から避難先市町村までの避難路が推測されるなどにより広域避難計画に係る不確定の情報が公になるとまでは認められない。

そのほか、大洗町の避難元の地区名については、これを公にすることにより、広域避難計画に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、大洗町の避難元の地区名は開示すべきである。

キ 水戸市の地区ごとの避難先自治体名並びに常陸太田市及び大洗町の代替経路等について

別表1の文書番号33の文書の不開示部分には、水戸市の地区ごとの避難先自治体名、常陸太田市の地区ごとの避難退域時検査場所（サブ検査場所を含む。）及び代替経路並びに大洗町の避難元の地区名、町名・字名、避難者数及び一時集合所、主な避難ルート、代替経路、避難先の中継所兼避難所及び避難所（以下「大洗町の避難関係情報」という。）が記載されている。

なお、大洗町の避難関係情報には避難元の地区名が含まれているが、上記カ（ウ）とは異なり、当該地区名と避難先市町村が対応する形で記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらを不開示とした理由を確認させたところ、水戸市、常陸太田市及び大洗町から、同市町で検討中の情報であり、県において当該不開示部分を公開することにより、住民に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるなどとして、不開示とされたい旨の意見

があったため、同市町の意見を尊重するとともに、同市町との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討する。

(ア) 水戸市の地区ごとの避難先自治体名及び大洗町の避難関係情報に係る部分

水戸市の地区ごとの避難先自治体名及び大洗町の避難関係情報については、同市町における検討中の避難計画に関する情報であり、これらを開示すると、公開を希望しない市町村にとっては、今後、県への情報提供の妨げとなり、広域避難計画の策定に向けた率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、広域避難計画に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

(イ) 常陸太田市の地区ごとの避難退域時検査場所に係る部分

常陸太田市の地区ごとの避難退域時検査場所（サブ検査場所を含む。）については、上記カ（イ）で述べたとおり、処分当時、既に公開されていた情報であるため、開示すべきである。

(ウ) 常陸太田市の代替経路に係る部分

常陸太田市の代替経路については、同市における避難の際に利用が想定される主な幹線道路及びその代替経路が記載されていることが認められる。このうち、主な幹線道路については、別表1の番号10の文書において開示されている情報と同様の情報と認められるため、開示すべきである。

(エ) 付言

別表2の番号15の文書については、本件審査請求2において審査請求人が部分開示決定の取消しを求める文書ではないが、水戸市に係る不開示部分のうち避難行動要支援者、安定ヨウ素剤の緊急配布及び避難先の自治体名以外の情報並びに大洗町の代替経路のうち主な幹線道路の部分は、別表1の番号33の文書において開示されている情報と同様の情報と認められる。

また、常陸太田市の地区ごとの避難退域時検査場所（サブ検査場所を含む。）については、上記カ（イ）で述べたとおり、すでに開示されていた情報である。

よって、これらの部分は開示すべきであることを付言する。

ク 民間企業の防護措置（案）について

別表1の番号15、16、18及び19の文書の不開示部分には、住民、民間企業、学校及び観光客の区分ごとに、事故の進展に応じて段階的に実施する防護措置に関する情報が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらの情報の性質を確認させたところ、民間企業の防護措置については、実施機関において検討中の情報である旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分のうち、民間企業の防護措置に係る部分については、これを開示すると、民間企業の防護措置に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、民間企業の防護措置に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

一方、住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分については、事故の進展に応じて一般的に想定される対応が記載されていることが認められる。そうすると、当該対応を公にすることにより、住民、学校及び観光客の防護措置に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民が誤った防護措置を取るなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

そのほか、住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分については、これを公にすることにより、広域避難計画に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分は、開示すべきである。

ケ 原子力災害時における市町村の活動内容及び必要要員数（見込み）について

別表1の番号26及び34並びに別表2の文書9の文書の不開示部分には、原子力災害時に市町村の職員が行う活動内容、活動区域及び主な活動時期並びに各市町村の必要要員数に係る情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらの情報の性質を確

認させたところ、活動内容等は、県がたたき台として作成し、今後、市町村と協議・検討していく中で追加・修正を行っていく予定のものであり、また、各市町村の必要要員数に係る情報は、各市町村から試算段階のものの提供を受けたものであり、いずれも検討段階のものを含む未成熟な情報であるほか、これらの情報は、避難計画の実効性に関する論点の1つとして注目されている旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、広域避難計画に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、県民の不安や批判等につながることをおそれて、今後、市町村から県への情報提供の妨げとなり、広域避難計画の策定に向けた率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

ただし、別表2の番号9の文書については、表の上部の項目名が記載されている部分も不開示とされているところ、項目名は、別表1の番号26及び34の文書において開示されている項目名と同様であると認められることから、開示すべきである。

#### コ 避難住民等の緊急輸送バスの要請及び配車に係る手順について

別表1の番号12の文書の不開示部分のうち、1頁から5頁には、原子力災害時に広域的な避難を要する場合における避難住民等の輸送バスの要請及び配車手順に係る情報が、7頁には、県内の市町村社会福祉協議会において保有する福祉車両の台数等に係る情報が、それぞれ記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらの情報の性質を確認させたところ、実施機関において検討中あるいは実施機関と関係者の間で協議中の情報であるほか、これらの情報は、避難計画の実効性に関する論点の1つとして注目されている旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、原子力災害時の避難住民等の移動手段に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、県民の不安や批判等につながることをおそれて、今後、関係者から県への情報提供の妨げとなり、原子力災害時の避難住民等の移動手段に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当

に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当すると認められる。

ただし、当該不開示部分のうち、1頁から5頁の見出し、3頁の表の項目名及び5頁の様式の題名の部分については、これを公にしても、具体的な手順の内容が推測されるなどにより原子力災害時の避難住民等の移動手段に係る不確定の情報が公になるとまでは認められない。

そのほか、見出し、表の項目名及び様式の題名の部分については、これを公にすることにより、原子力災害時の避難住民等の移動手段に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、見出し、表の項目名及び様式の題名の部分は開示すべきである。

#### サ 県広域避難計画の改定の内容、理由及び新旧対照表について

別表2の番号7の文書の不開示部分には、県の広域避難計画の改定の内容及び理由に係る情報が記載されている。改定案の内容及び理由は、公表済みの避難退域時検査場所に関する記載や、原子力災害対策指針や原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルなどの国の資料にならった記載であり、本件処分2の時点では、すでに公開されていた情報と同様であると認められることから、開示すべきである。

#### シ 避難所面積の見直し（案）に係る手順及び対応について

別表2の番号22の文書については、本件審査請求2において審査請求人が部分開示決定の取消しを求める文書ではないが、実施機関は、条例第7条5号に該当するものとして部分開示決定をしているため、併せて検討する。

同文書の不開示部分には、試験研究炉等の「屋内退避及び避難誘導計画」に係る避難所の面積の見直しに向けた手順及び対応に係る情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報の性質を確認させたところ、避難所の面積は住民等の関心が高い情報であり、具体的な調整手順が公になれば、調整の相手方への取材・問合せ等の負担などにより調整や協議に支障が生じるおそれがあり、また、市町村における計画策定に支障が生じるおそれがある旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特

段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、県と市町村の間における自由で率直な意見の交換や検討を行うことの妨げとなり、避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、避難計画等に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

ただし、当該不開示部分のうち、冒頭の柱書の部分については、これを公にしても、具体的な手順が推測されるなどにより避難計画等に係る不確定の情報が公になるとまでは認められない。

そのほか、冒頭の柱書の部分については、これを公にすることにより、避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、冒頭の柱書の部分は開示すべきである。

#### (4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アないしオに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

また、同号アないしオについては、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが容易に想定される事務又は事業と、当該事務又は事業ごとの典型的な支障が例示されているものと解されているとともに、同号アないしオに掲げる事務又は事業以外の事務又は事業であっても、その性質上、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号により不開示情報となり、同号アないしオに掲げる事務又は事業にあっても、それぞれに掲げる支障以外の支障を及ぼすおそれがある場合には、同号により不開示情報となるものと解されている。

イ 病院入院者・社会福祉施設入所者の避難先施設名及び所在市町村等について

別表1の番号5及び21の文書の不開示部分には、特定の福祉施設の

入所者の避難先施設名及び所在市町村が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報の性質を確認させたところ、特定の福祉施設の入所者の避難に係る県と避難先との調整状況に関する情報であって、避難先の法人等に対し公表する旨を説明していない情報であるとの回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、避難先の施設を運営する法人等が県に対する不信感を覚え、県との信頼関係が損なわれることとなって、避難先の確保が困難となり、福祉施設の避難計画の作成に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

ウ 試験研究炉等に係るスケジュール（予定）について

別表1の番号24の文書の不開示部分には、試験研究炉等の施設の稼働予定時期が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報の性質を確認させたところ、当該情報は、施設の設置法人から公にしない前提で提供された未公表の情報であるとの回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、同法人が県に対する不信感を覚え、県との信頼関係が損なわれることとなって、当該機構から必要な情報や協力が円滑に得られにくくなり、今後の屋内退避及び避難誘導計画等の策定や改正に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

また、同法人の施設に係る稼働予定時期を公にすることで、公表の時期や方法といった企業経営上の判断の機会が失われ、同法人の事業に関し、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、同号オにも該当すると認められる。

エ 「屋内退避及び避難誘導計画」の策定スケジュールについて

別表1の番号28及び40並びに別表2の文書1の文書の不開示部分には、屋内退避及び避難誘導計画に係る市町村、県及び国の作業項目及び策定スケジュールが記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報を不開示とした理由を確認させたところ、県及び市町村の作業項目及びスケジュールは、県が策定した案であって未確定のものであり、また、スケジュールを示

すこと自体が耳目を集め、取材・問合せ等の負担などにより事務に支障が生じるおそれがあるとの回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、未確定のスケジュールや作業項目に対する取材や問合せへの対応が必要となり、今後の屋内退避及び避難誘導計画等の策定や改正に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

#### オ バス等配車オペレーションシステムについて

別表1の番号27及び30（2. 開発状況の部分）並びに別表2の番号8の文書の不開示部分には、バス等の配車計画を作成するシステムのURL、ID及びパスワードに係る情報が記載されていることが認められる。

なお、別表2の文書番号8の文書については、本件審査請求2において審査請求人が部分開示決定の取消しを求める文書ではないが、実施機関は、条例第7条6号に該当するものとして部分開示決定をしているため、併せて検討する。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該システムの利用者を確認させたところ、操作者は避難対象となる施設や市町村を想定しているとの回答があった。そうすると、当該不開示部分については、これを開示すると、第三者が当該システムへアクセスすることが可能となり、システムの運用に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

#### カ 内閣府担当者のメールアドレスについて

別表1の番号36の文書の不開示部分には、内閣府の担当者個人の業務連絡用のメールアドレスが記載されていることが認められる。

一般に、担当者個人の業務連絡用のメールアドレスは公開されるものではなく、当該不開示部分については、これを開示すると、いたずらや偽計等に使用され、業務上必要な連携や国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

#### キ 安定ヨウ素剤の服用準備に関する調査結果について

別表1の番号38の文書の不開示部分には、茨城県が実施した安定ヨウ素剤の服用準備等に関する調査の結果のうち、〇〇〇の回答に係る情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報を不開示とした

理由を確認させたところ、回答元へ意見照会を行った結果、〇〇〇から、安定ヨウ素剤の服用準備に関する検討状況が含まれており、公開することにより、〇民及び関係者に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、当該事務事業の意思形成に支障が生ずると明らかに認められるため、不開示とされたい旨の回答があったことから、同〇の意見を尊重するとともに、〇〇〇及び同〇内市町村の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると判断した旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、〇〇〇民及び関係者に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、同〇の安定ヨウ素剤の服用準備等に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、他の地方公共団体から任意に提供された情報をその意に反して開示することとなれば、今後、茨城県からの照会や調査への協力が得られなくなり、安定ヨウ素剤の服用準備等の検討や事業の遂行に支障を生じるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

#### (5) 条例第9条該当性について

条例第9条においては、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができることとされている。

この規定については、条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が記録されている場合であっても、行政文書を開示しないことにより保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的な判断により、当該行政文書を開示することができる趣旨の規定であると解されている。

この点について、実施機関が同条の規定により本件行政文書を裁量的に開示しなかったことが不当であるかどうかについて検討すると、審査請求人の上記第3の2(1)アの主張を考慮してもなお、本件行政文書を開示することに本件行政文書を開示しないことにより保護される権利利益を上回る公益上特別の必要性があるとまでは認められず、実施機関が同条の規定により本件行政文書を裁量的に開示しなかったことが不当であるとはいえない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件各処分に係る上記の各判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

#### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件審査請求1及び本件審査請求2に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和5年	5月	31日	諮問	受理
令和6年	1月	29日	審査	(令和5年度第10回審査会第一部会)
令和6年	2月	28日	審査	(令和5年度第12回審査会第一部会)
令和6年	3月	27日	審査	(令和5年度第13回審査会第一部会)
令和6年	4月	25日	審査	(令和6年度第1回審査会第一部会)
令和6年	11月	20日	審査	(令和6年度第8回審査会第一部会)
令和6年	12月	19日	審査	(令和6年度第9回審査会第一部会)
令和7年	1月	20日	審査	(令和6年度第10回審査会第一部会)
令和7年	2月	20日	審査	(令和6年度第11回審査会第一部会)
令和7年	3月	25日	審査	(令和6年度第12回審査会第一部会)
令和7年	4月	21日	審査	(令和7年度第1回審査会第一部会)
令和7年	5月	20日	審査	(令和7年度第2回審査会第一部会)

別表1 本件処分1における部分開示対象文書

文書番号	行政文書の名称	実施機関が不開示とした部分	不開示とした理由	開示相当部分
1	原子力災害に係る市町村避難計画に係る勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	なし
2	平成27年度第2回市町村勉強会（議事メモ）	市町村発言の一部	・ 条例第7条第5号 県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村において、避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれがあるため。	・ 左から1文字目から19文字目までの部分
3	距離別病院・社会福祉施設の状況	・ 0～5km、医療機関及び社会福祉施設の数値 ・ 各施設毎の数値	・ 条例第7条第6号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等との信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	・ 公立施設等に係る部分
4	平成30年度原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の氏名	・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	なし
5	病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況	個別の施設名称等に係る記載	・ 条例第7条第6号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等との信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし
6	平成30年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の氏名	・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	なし
7	P4Z及びUPZの概ね10km圏内にある有料老人ホームの一覧	各施設の情報及び補助要件該当の有無	・ 条例第7条第6号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等との信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし
8	P4Z及びUPZの概ね10km圏内にあるグループホームの一覧	各施設の情報及び補助要件該当の有無	・ 条例第7条第6号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等との信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし
9	3（2）安定ヨウ素剤の緊急配布について	表題、項目名、市町村名を除く全て	・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配付に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	・ 安定ヨウ素剤緊急配布候補場所（案）のうち施設の種類の部分 ・ 安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）

10	避難経路案（県広域避難計画改正用）	【常陸太田市】避難退域時検査場所、代替道路 【大洗町】地区名、主な幹線道路、代替道路	・条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村において、広域避難計画に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、避難計画等に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	・常陸太田市の避難退域時検査場所 ・大洗町の避難元の地区名
11	平成30年度第3回原子力災害に係る広域避難計画勉強会出席者名簿	一部の出席者の氏名	・条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	なし
12	避難住民等の緊急輸送バスの要請及び配車に係る手順書	表題、「【参考】県内の原子力関係施設」並びに県内の社会福祉協議会が保有する福祉車両台数の調べの表題、項目名及び合計値を除く全て	・条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、原子力災害時の避難住民等の移動手段に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、原子力災害時の避難住民等の移動手段に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	・1頁から5頁の見出し ・3頁の表の項目名 ・5頁の様式の題名
13	安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）	緊急配付場所（案）の施設名	・条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配付に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	なし
14	平成30年度第4回原子力災害に係る広域避難計画勉強会出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	・民間企業の出席者の職名のうち所属名が記載された部分
15	民間企業の防護措置（案1）	表題を除く箇所	・条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、民間企業の防護措置に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、民間企業の防護措置に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	・住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分
16	民間企業の防護措置（案2）	表題を除く箇所	・条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、民間企業の防護措置に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、民間企業の防護措置に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	・住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分

17	令和元年度第1回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	・ 民間企業の出席者の職名のうち所属名が記載された部分
18	民間企業の防護措置（案1）	表題を除く箇所	・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、民間企業の防護措置に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、民間企業の防護措置に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	・ 住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分
19	民間企業の防護措置（案2）	表題を除く箇所	・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、民間企業の防護措置に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、民間企業の防護措置に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	・ 住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分
20	安定ヨウ素剤の緊急配布場所（案）	緊急配布場所案の施設名	・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	なし
21	病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況	個別の施設名称に係る記載	・ 条例第7条第6号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等との信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし
22	令和元年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	・ 民間企業の出席者の職名のうち所属名が記載された部分
23	安定ヨウ素剤の保管場所・緊急配布場所	保管場所及び緊急配布場所案	・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・ 条例第7条第6号 県及び市町村が行う安定ヨウ素剤の保管に関する情報であって、公にすることにより、今後の保管・管理の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし

24	試験研究炉等「屋内退避及び避難誘導計画」策定までの調整事項（案）について	スケジュール（予定）に係る記載	・ 条例第7条第6号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の屋内退避及び避難誘導計画等の策定や改正に際しての検討及び協議に支障が出るおそれがあるため。	なし
25	令和元年度第3回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	・ 民間企業の出席者の職名のうち所属名が記載された部分
26	原子力災害時における必要要員数（見込み）について	表題を除く全て	・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、原子力災害時における必要要員数に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、原子力災害時における必要要員数に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	なし
27	バス等配車オペレーションシステムの開発状況について 12月24日	URL、ID 及びパスワード	・ 条例第7条第6号 県が行うバス等配車オペレーションシステム事業に関する情報であって、公にすることにより、バス等配車オペレーションシステムの今後の操作訓練の実施に際して、支障を及ぼすおそれがあるため。	なし
28	策定までのスケジュール（案）	表題、作成者、年度を除く箇所	・ 条例第7条第6号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の屋内退避及び避難誘導計画等の策定や改正に際しての検討及び協議に支障が出るおそれがあるため。	なし
29	令和元年度第4回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。	・ 民間企業の出席者の職名のうち所属名が記載された部分
30	バス等配車オペレーションシステムについて 3月19日	本番、訓練環境 URL 及び大洗町の一時集合所に係る情報	・ 条例第7条第5号該当 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村において、広域避難計画に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、避難計画等に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・ 条例第7条第6号該当 県が行うバス等配車オペレーションシステム事業に関する情報であって、公にすることにより、バス等配車オペレーションシステムの今後の操作訓練の実施に際して、支障を及ぼすおそれがあるため。	なし

3 1	バス・福祉車両の台数推計/病院・社会福祉施設の計画策定状況	病院・社会福祉施設毎の数値、避難先の確保及び避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号ア 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第7条第6号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立施設等に係る部分</li> </ul>
3 2	令和2年度第1回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業の出席者の職名のうち所属名が記載された部分</li> </ul>
3 3	市町村の地区毎の避難者数、一時集合所、検査場所、避難先整理票	<p>安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載</p> <p>【水戸市】避難先市町村名</p> <p>【大洗町】避難元市町村名、避難退域時検査場所、避難先市町村名を除く全て</p> <p>【常陸太田市】避難退域時検査場所（サブ検査場所）及び代替経路</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村においては、避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、避難計画等に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常陸太田市の避難退域時検査場所及び主な幹線道路</li> </ul>
3 4	地域防災（地域の皆さまの避難行動等）に対する当社の考えと取り組み状況について	原子力災害時における必要要員数（見込み）の表題を除く全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、原子力災害時における必要要員数に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、原子力災害時における必要要員数に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	なし
3 5	令和2年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報より特定の個人を識別することができるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業の出席者の職名のうち所属名が記載された部分</li> </ul>
3 6	避難退域時検査場所一覧 等	内閣府担当者のメールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第6号 内閣府担当者に関する情報であって、公にすることにより、今後の内閣府の適正な事業の遂行に支障が出るおそれがあるため。</li> </ul>	なし
3 7	バス等配車オペレーションシステムの試験活用について	大洗町の一時集合所に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部の市町村において、避難計画に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、避難計画に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	なし

38	「安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）」に関する調査結果について	調査結果のうち、〇〇〇の回答に係る記載	・ 条例第7条第6号 〇〇〇及び同〇内市町村に係る安定ヨウ素剤の服用準備の検討状況に関する情報であって、公にすることにより、〇〇〇及び同〇内市町村の適正な事業の遂行に支障が出るおそれがあるため。	なし
39	「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドライン（案）	病院・社会施設の入所者数等の記載の一部	・ 条例第7条第6号 法人等に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし
40	市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール	スケジュール（予定）に係る記載	・ 条例第7条第6号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の屋内退避及び避難誘導計画等の策定や改正に際しての検討及び協議に支障が出るおそれがあるため。	なし

別表2 本件処分2における部分開示対象文書

※本件審査請求2において審査請求人が開示を求めている文書以外の文書については、「開示相当部分」の欄を斜線としている。

文書番号	行政文書の名称	実施機関が開示とした部分	不開示とした理由	開示相当部分※
1	【令和2年度】市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール	表題、作成者、年度を除く記載の全て	・ 条例第7条第6号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の屋内退避及び避難誘導計画等の策定や改正に際しての検討及び協議に支障が出るおそれがあるため。	なし
2	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（東海地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第7条第6号 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	/
3	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（大洗地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第7条第6号 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	/

4	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号ア 法人等に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第7条第6号 法人等に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
5	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号ア 法人に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第7条第6号 法人に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
6	出席者名簿	一部の出席者の職名及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの。</li> </ul>	
7	県広域避難計画改定の概要	改定の内容、理由及び新旧対照表の一部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、広域避難計画に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、広域避難計画の改定に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部開示</li> </ul>
8	バス等配車オペレーションシステム操作訓練実施要項	訓練環境のURL	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第6号 県が行うバス等配車オペレーションシステム事業に関する情報であって、公にすることにより、バス等配車オペレーションシステムの今後の操作訓練の実施に際して、支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
9	原子力災害時における必要要員数（見込み）について	表題を除く全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、原子力災害時における必要要員数に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、原子力災害時に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表の項目名</li> </ul>

1 0	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（東海地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 3 号ア 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 7 条第 6 号 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
1 1	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（大洗地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 3 号ア 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 7 条第 6 号 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
1 2	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 3 号ア 法人等に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 7 条第 6 号 法人等に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
1 3	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 3 号ア 法人に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第 7 条第 6 号 法人に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
1 4	出席者名簿	一部の出席者の職名及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 2 号 個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの。</li> </ul>	

15	市町村の地区ごとの避難者数、一時集合所、検査場所、避難先整理票	安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載 【水戸市】項目名、避難元市町村名を除き全て 【大洗町】避難元市町村名、避難退域時検査場所、避難先市町村名を除き全て 【常陸太田市】避難退域時検査場所（サブ検査場所）及び代替経路	・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村においては、避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、避難計画等に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	
16	安定ヨウ素剤の緊急配布場所	表題を除く全て	・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配付に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	なし
17	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（東海地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第7条第6号 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
18	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（大洗地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第7条第6号 法人等に関する避難先の確保及び避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
19	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人等に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第7条第6号 法人等に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	

20	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号ア 法人に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> <li>・ 条例第7条第6号 法人に関する避難計画の策定状況に関する情報であって、公にすることにより、県と法人等の信頼関係を損ね、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
21	出席者名簿	一部の出席者の職名及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの。</li> </ul>	
22	試験研究炉等「屋内退避及び避難誘導計画」に係る避難所面積の見直し（案）	表題、日付及び作成者を除く記載の全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村においては、避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の検討及び協議に支障が出るおそれ、また、避難計画等に係る不確定の情報が公になることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	